

●香川県告示第505号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年11月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成25年9月9日	永野内科医院	三豊市高瀬町下麻1383番地1
平成25年10月1日	太田病院	東かがわ市三本松1758番地
平成25年10月1日	引田整形外科・内科診療所	東かがわ市引田3479番地1
平成25年10月3日	山田歯科医院	さぬき市志度2148番地1
平成25年11月1日	アイプラス薬局川西店	丸亀市川西町南1061番地5
平成25年11月1日	アイプラス薬局坂出店	坂出市元町1丁目3762番地4
平成25年11月18日	吉田内科医院	坂出市元町1丁目3番18号